

支部、分科会及び研究懇談会規則

第1条（目的）

本規則は、一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）定款第41条（支部・分科会及び研究懇談会）第3項の規定に基づき、学会の支部、分科会及び研究懇談会に関して、その趣旨、要件、手続き等を明確化し、運用することを目的として制定する。

第一章 支部

第2条（支部の趣旨）

支部は、特定の地域において、学会が対象とする主な分野について、例会、研究会などを開催することにより、当該地域の学会員の関心に応えるとともに、当該地域の学会員の交流、啓発の場として機能することを目的とする。

- 2 支部は、その設立を希望する者が、第3条の要件を了承して事務局へ申請し、理事会の審査を経てその決議により置かれたものをいうこととする。

第3条（支部の要件等）

支部は以下の各号を満たすものとする。

- 一 年間に3回以上、当該地域の学会員を対象とした研究会を開催すること（ただし、当該地域以外の学会員の参加を妨げないものとする）。この場合、第三号の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
- 二 学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告すること。
- 三 支部活動への学会員の参加費は、学会会費以外は無料とする（ただし、実費相当の資料代等を徴収することは可とする）。
- 2 支部の存続年限については特に限定しない。ただし、研究会開催回数が年間2回以下になるなど、活発な活動が行われなくなったと理事会が判断した場合は、学会支部の名称を用いての活動は中止となる。
- 3 支部は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会支部の名称を用いることができる。
- 4 支部活動の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- 5 希望する支部に対して、所属学会員数を勘案し、支部活動費の支援を行う。（活動費の金額については、支部の規模・活動内容に基づいて理事会で決定する）。この場合、支部長・幹事を中心に支部・分科会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。
- 6 総会において支部の活動を紹介する。

第4条（支部設立の手続き）

支部の設立を新たに希望する者は、以下各号の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。

- 一 支部の名称、対象とする地域
 - 二 支部設立の目的
 - 三 支部長1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
 - 四 支部の設立を求める学会員の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等。
- 2 支部設立に必要な署名人の数は、原則として、対象とする地域に自宅あるいは職場のある個人会員の半数以上（ただし、対象とする地域の個人会員数が40名以下の場合は、20名以上）とする。署名人のうち半数以上は、対象とする地域外の個人会員、あるいは法人会員の正登録者であってもかまわない。
 - 3 支部長又は幹事が交代する場合は、学会事務局に連絡する。

第5条（支部の廃止）

支部の廃止を支部長及び幹事が希望する場合は、支部長及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、理事会の承認を得ることとする。

第6条（理事会決定への委任）

支部に関して、本規則に記載のない事項については、理事会において定める。

第2章 分科会

第7条（分科会の趣旨）

分科会は、学会が対象とする主な分野について、例会、研究会などを開催することにより、学会員の関心に応えるとともに、学会員の交流、啓発の場として機能することを目的とする。

- 2 分科会は、その設立を希望する者が、第8条の要件を了承して事務局へ申請し、理事会の審査を経てその決議により置かれたものをいうこととする。

第8条（分科会の要件等）

分科会は以下の各号を満たすものとする。

- 一 年間に3回以上、分科会名に相応しい内容の分科会を開催すること。この場合、第三号の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
 - 二 学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告する。
 - 三 分科会への学会員の参加費は、学会会費及び所定の分科会情報通信料以外は、無料とする（ただし、実費相当の資料代を徴収することは可とする）。
- 2 分科会の存続期限は特に限定しない。ただし、原則として、分科会開催回数が年間2回以下の状態が3年続いた場合には、学会分科会の名称を用いての活動は中止となる。

第9条（学会による支援）

分科会は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会分科会の名称を用いることができる。

- 2 分科会活動の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- 3 希望する分科会に対して、一会計年度 30 万円を上限として分科会開催費の支援を行う。この場合、主査・幹事等で支部・分科会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。活動回数が多くなり、予算の上積み希望する場合は、業務理事会の審査を経て会長が承認すれば、最大 10 万円まで上限額の上積み認めることとする
- 4 総会において分科会の活動を紹介する。

第 10 条（分科会設立の手続き）

分科会の設立を新たに希望する者は、以下各号の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。また、分科会の名称、目的を変更する場合は、本手続きを準用する。

- 一 分科会の名称
- 二 分科会設立の目的及び既存の分科会では十分な取り組みがなされないと考える理由
- 三 分科の主査 1 名以上（学会員に限る）、幹事 1 名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
- 四 分科会の設立を求める学会員 50 名以上の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等。
- 五 研究懇談会等におけるこれまでの実績

- 2 分科会の主査又は幹事が交代する場合は、学会事務局に連絡する。

第 11 条（分科会の廃止）

分科会の廃止を主査及び幹事が希望する場合は、主査及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、理事会の承認を得ることとする。

第 12 条（理事会決定への委任）

分科会に関して、本規則に記載のない事項については、理事会において定める。

第 3 章 研究懇談会

第 13 条（研究懇談会の趣旨）

研究懇談会は、現状の分科会活動のみでは十分な研究がなされていない研究分野を対象として会員の自主的な取り組みとしてなされる研究会活動を行うことを目的とする。

- 2 研究懇談会は、その設立を希望する者が、第 14 条の要件を了承して事務局へ申請し、理事会の審査を経てその決議により置かれたものをいうこととする。

第 14 条（研究懇談会の要件等）

研究懇談会は以下の各号を満たすものとする。

- 一 年間に 3 回以上、研究懇談会名に相応しい内容の研究懇談会を開催すること。この場合、第三号の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
- 二 学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に 1 回、その活動状況を学会事務局に報告する。

- 三 研究懇談会への学会員の参加費は、学会会費及び所定の研究懇談会情報通信料以外は、無料とする（ただし、実費相当の資料代を徴収することは可とする）。
- 2 研究懇談会の存続期限は5年間とする。この間に分科会の活動に移行することが期待される。

第15条（学会による支援）

研究懇談会は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会研究懇談会の名称を用いることができる。

- 2 研究懇談会活動の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- 3 希望する研究懇談会に対して、一会計年度5万円を上限として研究懇談会開催費の支援を行う（ただし、会計年度にまたがることは出来ない）。この場合、主査・幹事等で支部・研究懇談会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。
- 4 総会において研究懇談会の活動を紹介する。

第16条（研究懇談会設立の手続き）

研究懇談会の設立を新たに希望する者は、以下各号の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。

- 一 研究懇談会の名称
- 二 研究懇談会の目的及び既存の分科会・研究懇談会では十分な取り組みがなされないと考える理由
- 三 研究懇談会の代表者1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
- 四 研究懇談会の設立を求める学会員20名以上の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等

第17条（研究懇談会の廃止）

研究懇談会の廃止を代表及び幹事が希望する場合は、代表及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、理事会の承認を得ることとする。

第18条（理事会決定への委任）

研究懇談会に関して、本規則に記載のない事項については、理事会において定める。

付則

第1条 本規則は2024年2月16日から施行する。

第2条（学会発足時の支部）

学会発足時の支部は、支部、分科会及び研究懇談会規則（以下、「規則」という。）第2条から第4条に規定する支部設立の規定にかかわらず、別表第一に記載のとおりとする。

- 2 別表第一に記載の支部は、規則第2条から第4条に規定する支部設立の手続きを経たものとみなす。
- 3 別表第一に記載の支部は、規則の定めるところに沿うこととする。

第3条（学会発足時の分科会）

学会発足時の分科会は規則第7条から第10条に規定する分科会設立の規定にかかわらず、別表第二に記載のとおりとする。

- 2 別表第二に記載の分科会は、規則第7条から第10条に規定する分科会設立の手続きを経たものとみなす。
- 3 別表第二に記載の分科会は、規則の定めるところに沿うこととする。

第4条（学会発足時の研究懇談会）

学会発足時の研究懇談会は、規則第13条から第16条に規定する研究懇談会設立の規定にかかわらず、別表第三に記載のとおりとする。

- 2 別表第三に記載の研究懇談会は、規則第13条から第16条に規定する分科会設立の手続きを経たものとみなす。
- 3 別表第三に記載の研究懇談会は、規則の定めるところに沿うこととする。

別表第一 一般社団法人発足時の支部

支部の名称
関西支部
九州・中国支部

別表第二 学会発足時の分科会

分科会の名称
科学技術政策分科会
国際問題分科会
人材問題分科会
研究戦略・評価分科会
研究行動・研究組織分科会
イノベーション交流分科会
女性エンジニア活生分科会
イノベーションフロンティア 分科会
プロデュース研究分科会
研究基盤イノベーション分科会

別表第三 学会発足時の研究懇談会

研究懇談会の名称
科学技術イノベーション政策の科学研究懇談会
大学経営研究懇談会
研究コミュニティのリスクマネジメント・コンプライアンス研究懇談会
標準化の科学研究懇談会